

財務省告示第六百八十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平

成十五年十一月二十五日に発行した利付国債の発

行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年十二月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第三十二

回）

二 発行の根拠 平成十五年度における公債の発

の法律及びそ

の法律第十八号）第二条第一

項及び財政融資資金特別会計法

（昭和二十六年法律第一百一号）

第十一条第一項並びに国債整理

基金特別会計法（明治三十九年

法律第六号）第五条第一項

三 振替法の適

用等 成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、価格競争入札におい

て定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けられた各申込みの

価格を募入額により加重平均し

て得られるものによる発行（以下

「競争入札発行」という。）

非競争入札発行」という。）

四 発行方法

九	八			七			六			五																					
	振替	額	最	口	イ	払	口	イ	非	札	イ	方	募																		
単	替	額	低	札	非	入	札	非	札	非	入	札	非																		
位	替	面	額	行	争	行	行	争	行	争	行	行	争																		
	法	金	金	入	入	争	入	入	入	入	入	入	入																		
	の																														
	規																														
	定																														
	に																														
	よ																														
	る																														
	振																														
	替																														
	口																														
	座																														
	簿																														
振替	五	円	百	七	一	百	利	第	国	十	い	に	特	千	は	づ	計	三	金	し	二	債	う	円	額	割	各	当	も	各	
法	万	円	五	万	兆	五	付	一	債	六	て	基	別	五	、	き	法	十	額	た	条	の	ち	面	り	申	て	の	申		
の			十	円	八	十	国	項	理	億	は	づ	会	百	額	発	万	円	八	付	一	行	平	金	当	込	。	か	込		
規			八	億	千	八	債	の	基	千	、	き	計	四	行	し	十	、	千	国	項	の	額	て	み	の	そ	の	う		
定			九	千	四	七	に	規	金	二	額	発	法	万	た	利	条	財	四	債	に	規	成	一	。	。	の	の	ち		
に			千	十	百	千	つ	定	特	百	面	行	第	円	付	付	政	百	九	つ	に	例	十	兆	。 。	。 。	。 。	の	の	。 。	
よ			一	万	十	九	い	に	別	三	金	し	会	、	四	融	九	十	四	に	定	五	八	千	八	。 。	。 。	。 。	。 。	。 。	
る			一	万	三	百	、	基	会	十	額	た	計	万	資	十	四	億	十	に	に	年	千	千	八	。 。	。 。	。 。	。 。	。 。	
振			万	五	億	九	額	づ	計	万	で	利	第	円	付	融	十	億	四	に	に	度	千	千	八	。 。	。 。	。 。	。 。	。 。	
替			千	三	百	九	面	き	法	千	八	行	第	九	国	資	十	億	十	に	に	に	年	千	千	八	。 。	。 。	。 。	。 。	。 。
口			百	六	十	九	金	発	行	八	千	し	第	十	債	十	億	十	に	に	に	に	年	千	千	八	。 。	。 。	。 。	。 。	。 。
座			三	十	六	百	額	行	第	八	千	た	五	万	の	十	億	十	に	に	に	に	年	千	千	八	。 。	。 。	。 。	。 。	。 。
簿			百	十	六	十	で	た	条	三	百	三	つ	定	金	六	億	十	に	に	に	に	年	千	千	八	。 。	。 。	。 。	。 。	。 。

十一 発行 発行 日  
 格 格  
 イ 価格 競争  
 口 非競争 札発行  
 十二 利率  
 十三 経過 利率  
 の 払込 込み

の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成十五年十一月二十五日

額面金額百円につき百円五銭以上額面金額百円につき百円七銭

年〇・七パーセント

は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.7}{100} \times \frac{66}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについて、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

平成十六年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期

十四 初期 利率

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払者入払元償償 後第  
込札場利還還 の二  
期参所金金期 期  
日加支額限 子以

平成十五年十一月二十五日  
財務大臣から通知を受けた者  
日本銀行  
額面金額百円につき百円  
平成二十年九月二十日  
平成二十年九月二十日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行  
財務大臣から通知を受けた者  
平成十五年十一月二十五日

が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十六号において規定  
する期日について同じ。）。  
$$\frac{\text{額面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$